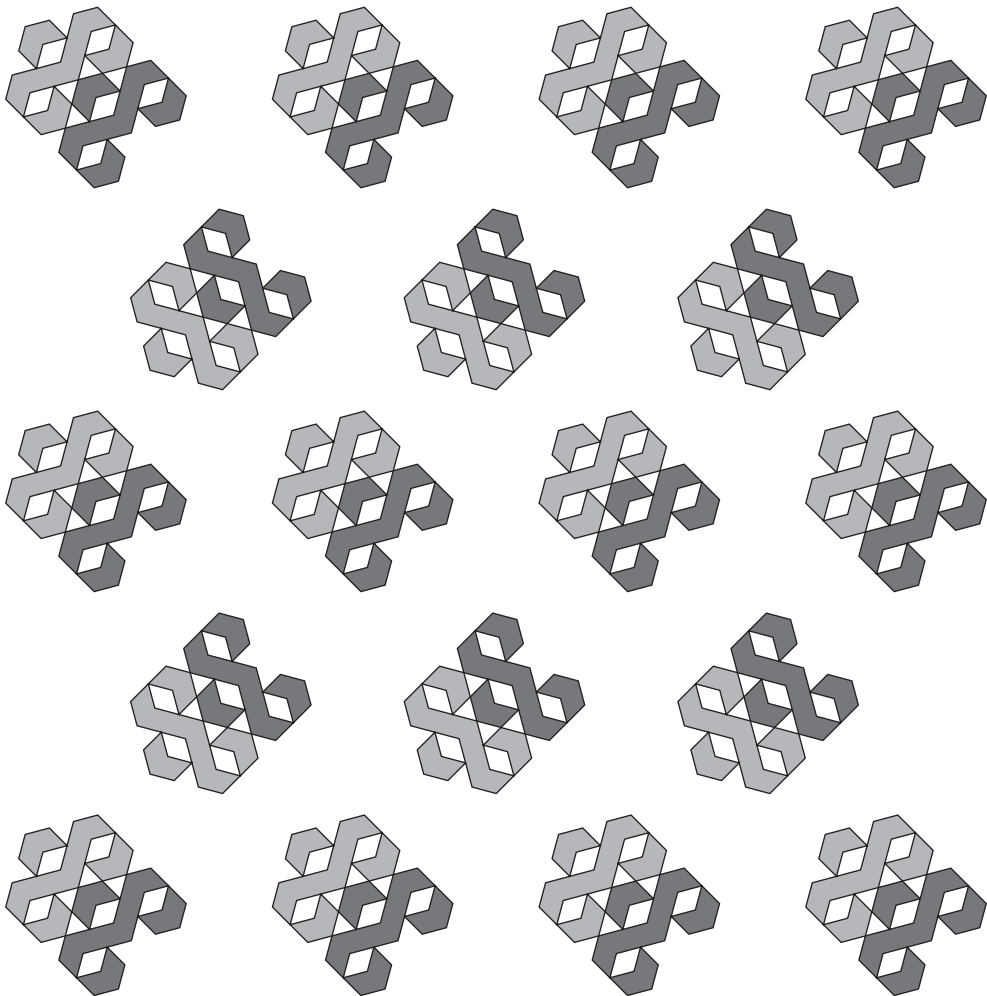


# J A

令和 8 年度版

# 相続

# 対策シート



全国農業協同組合中央会

# JA相続対策シートの使い方

この冊子には、相続税を中心に、組合員の皆さんの「相続・事業承継支援」に必要な不可欠な知識や各種情報を図表にして収めてあります。

相続が起こったとき、ご遺族が“何をどうしたらいいかわからない”ということにならないように、JA職員がシート（ページ）をめくって「相続相談」をすすめられるよう構成しました。もちろん、事前の相続対策等のツールとして活用することもできますし、ファイナンシャル・プランニングの提案にも資するよう参考資料も充実させています。

様々な内容を携帯できるサイズにコンパクトにまとめたため、それぞれの税制度の説明を省略した部分も多く、慣れない方には不明な部分もあるかもしれません。その場合は、同じくJA全中から発行されている「相続相談強化の手引き」や「組合員のための相続税読本」をご利用下さい。相続対策シートの活用に資するよう作成しております。

近年の厳しい経済状況において、また組合員・JAを取り巻く情勢からも、「相続・事業承継支援」は重要さを増しています。JAが、組合員やそのご家族の皆さんの暮らしと資産を守るため、相続・事業承継対策を支援することは、組合員の悩みを解決するのみならず、JAグループの基盤強化につながります。この冊子を有効活用し、さらなる具体策を提案・推進してください。

令和8年4月

全国農業協同組合中央会

# 目次

## 第1章 相続が起こったとき…………… 4-23

- ①相続開始後の申告と手続きのスケジュール…………… 4-5
- ②主な相続手続一覧…………… 6-7
- ③相続税申告等のための必要書類…………… 8-15  
チェック表／参考例／農地法3条、4条、5条／承認と放棄
- ④準確定申告と相続人の確定申告…………… 16-18  
準確定申告書／主な注意点／個人番号カードの返納／主な届出・申請書の提出期限／相続により引き継いだ場合の減価償却
- ⑤宅地の評価…………… 19-22  
評価単位／地積規模の大きな宅地の評価の適用判定フローチャート／地積規模の大きな宅地の評価／セットバック／他人の土地に囲まれた土地（無道路地）の評価／配偶者居住権等の評価
- ⑥物納…………… 23  
金銭による納付困難要件／物納に充てることができる財産と順位／物納劣後財産の例示

## 第2章 相続税額の概算…………… 24-33

- ①相続税の計算のしくみ…………… 24-27  
相続人の範囲・順位・相続分／欠格と排除／法定相続人の取扱い／相続税の計算の仕方／資産の評価方法の概要
- ②路線価図と評価倍率表…………… 28-29  
路線価図の見方／評価倍率表の見方／正味の遺産額を出す／貸付用不動産の評価規制（令和9年以降）
- ③小規模宅地等の減額特例…………… 30-33  
特例対象宅地等／貸付事業用宅地等の判定／特例の適用に関する想定Q & A

## 第3章 相続対策…………… 34-53

- ①相続対策の考え方と贈与による相続対策…………… 34-37  
贈与税の基礎控除の考え方／暦年課税贈与の計算式／贈与税の配偶者控除／諸費用／居住用財産の持分と居住用財産譲渡の3,000万円控除との関係／居住用不動産の特別受益の持戻し免除／生前贈与のポイント／贈与契約書／暦年課税贈与の加算期間／相続時精算課税制度／具体例（その1）／具体例（その2）
- ②贈与税の特例…………… 38-39  
直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税／直系尊属からの結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税／直系尊属からの教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税
- ③生命共済による相続対策…………… 40-41  
相続財産完全防衛額表／相続財産完全防衛額の考え方／死亡共済金の課税関係／死亡共済金の非課税金額／満期時の課税関係／生活保障年金の課税関係／生存給付特則付一時払終身共済の課税関係／定期金に関する権利の評価
- ④遺言の活用…………… 42-43  
遺言の種類による作成方法と特徴／遺言の留意点／遺留分／遺留分侵害額請求権／公正証書遺言作成のための主な準備書類等／公正証書遺言の作成手数料／法務局による自筆証書遺言の保管制度／法務局における自筆証書遺言の手数料
- ⑤家族信託…………… 44-45  
家族信託とは／信託財産の分別管理義務／家族信託と税金／家族信託と遺言／家族信託の具体例

- ⑥農地等の相続税の納税猶予等…………… 46-51  
贈与税の納税猶予／納税猶予農地が収用等された場合の利子税の免除／納税猶予の継続措置の拡充／生産緑地の貸付け／生産緑地の評価／特定生産緑地の概要と税制上の措置／特定生産緑地の指定の流れ／耕作権割合／農業投資価格
- ⑦所有者不明土地の解消に向けた見直し…………… 52-53  
10年経過後の遺産分割／戸籍の広域交付制度／相続登記の義務化／住所・氏名変更登記の義務化

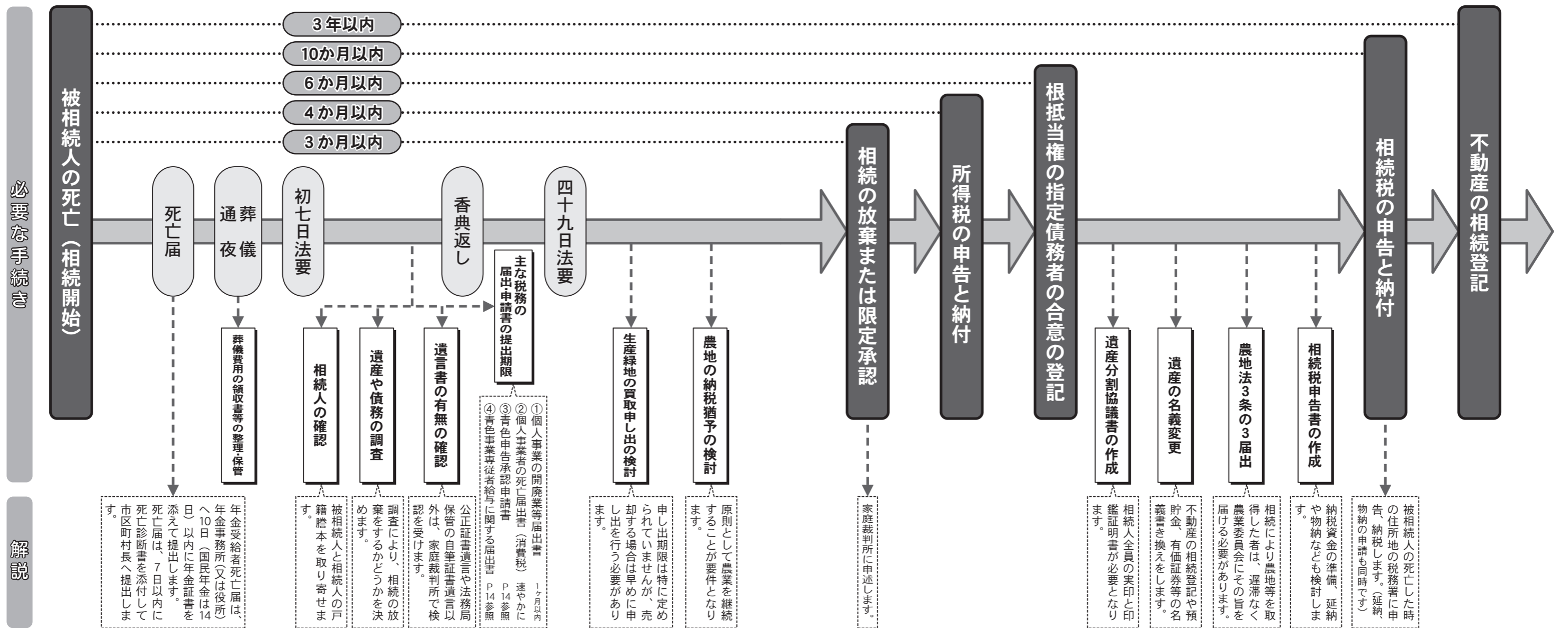
## 第4章 不動産税務…………… 54-61

- ①不動産を売却したときの税金（長期譲渡所得）…………… 54-56  
長期譲渡所得の計算式／長期譲渡所得の税額速算表／譲渡費用とならないもの／建物取り壊し時の費用／高水準所得に対する負担適正化措置／収用に伴う補償金の区分と取扱い
- ②相続税の取得費加算の特例…………… 57  
具体例／代償分割がある場合
- ③空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例…………… 58
- ④不動産にまつわる税金等…………… 59-61  
固定資産税・都市計画税／不動産取得税／印紙税／不動産の報酬限度額／不動産の所有権移転登記等に必要な書類／登録免許税

## 第5章 参考資料…………… 62-94

- ①養子縁組と戸籍…………… 62-63  
婚姻と戸籍／養子縁組と戸籍
- ②相続があった場合の消費税…………… 64-65  
納税義務の判定／相続で事業を引き継いだ場合の納税義務について
- ③三大都市圏…………… 66-67  
地積規模の大きな宅地の評価用の三大都市圏／農地の納税猶予用の三大都市圏特定市
- ④納税猶予利子税額早見表…………… 68-69  
終身の場合／20年免除の場合
- ⑤相続税額早見表…………… 70-79  
配偶者と子供の場合／子供だけの場合／配偶者と兄弟の場合／兄弟だけの場合／配偶者と親の場合／親だけの場合
- ⑥贈与税額早見表…………… 80-81  
特例贈与／一般贈与
- ⑦所得税額・住民税額早見表…………… 82-83  
課税所得ベース／給与収入ベース／青色申告特別控除10万円の場合と65万円の場合における所得税・住民税への影響／青色申告特別控除フローチャート（令和9年以降）
- ⑧ふるさと納税、個人事業税…………… 84-85  
ふるさと納税概算上限額／設例／個人事業税
- ⑨目標達成のための各種係数…………… 86-87  
終価係数／年金終価係数／資本回収係数／年金現価係数／現価係数／減債基金係数
- ⑩土地等の評価の調整率表等…………… 88-89  
奥行価格補正率表／側方路線影響加算率表／間口狭小補正率表／奥行長大補正率表／がけ地補正率表／二方路線影響加算率表／地積区分表／不整形地補正率表／都市計画道路予定地の区域内にある宅地の評価の補正率表／規模格差補正率／元金1,000万円の場合の元利均等返済額
- ⑪各種税額の速算表等…………… 90-93  
所得控除一覧（所得税）／所得控除一覧（住民税）／給与所得控除額等／公的年金等控除額／贈与税額速算表／相続税額速算表／所得税額速算表／住民税額速算表／長期譲渡所得の税額速算表／主な減価償却資産の耐用年数／償却率表／建物の標準的な建築価額表
- ⑫令和8年分（令和9年3月申告分）年齢早見表…………… 94

## ①相続開始後の申告と手続きのスケジュール 〔強化の手引き 40～50ページ、相続税読本 12～16ページ参照〕



必要な手続き

解説

第1章 相続が起こったとき①

**遺族年金の請求**  
 自営業者等（農業従事者）：18歳未満（障害者の場合は20歳未満）の子供及びこれらの子供を持つ配偶者に遺族基礎年金が支給される（但し、養子縁組の場合は注意）  
 サラリーマン等（兼業農家の場合）：上記の外に、遺族厚生年金  
 （注1）請求手続きが遅れた場合でも、5年分は遡って支給されるが、なるべく早く手続きを行うこと。  
 （注2）自営業者等が遺族基礎年金を受給できない場合、寡婦年金又は死亡一時金が支給される場合がある。  
 （注3）遺族年金受給者については年取（所得）制限がある。

**遺言書の検認**  
 申立人：遺言書の保管者又は遺言書を発見した相続人（検認請求義務者）  
 申立先：相続開始地の家庭裁判所  
 期日：相続開始又は発見後遅滞なく申立てを行う  
 必要書類：遺言書の検認申立書、遺言者の原戸籍謄本・除籍謄本、相続人全員及び申立人の戸籍謄本  
 （注）公正証書遺言や法務局に保管された自筆証書遺言については検認の必要はない。他の遺言の場合、検認を行わないと罰則がある。

**生産緑地の買取りの申出**  
 生産緑地の指定から30年以上（特定生産緑地は10年以上）又は農業従事者の死亡等の場合、市町村長に対し生産緑地を時価で買い取るよう申出を行う制度  
 買取りの申出  
 1ヵ月以内  
 買い取る旨の通知 / 買い取らない旨の通知  
 農業従事者へ斡旋 / 行為制限の解除（申出から3ヵ月）  
 （注）申出期限は特に定められていないが、市町村が買い取らない場合は申出から3ヵ月たたないと行為制限の解除を受けられないため、自由に処分することができない。従って、生産緑地を売却して納税資金に充てるようなときは、なるべく早く申出を行うこと。

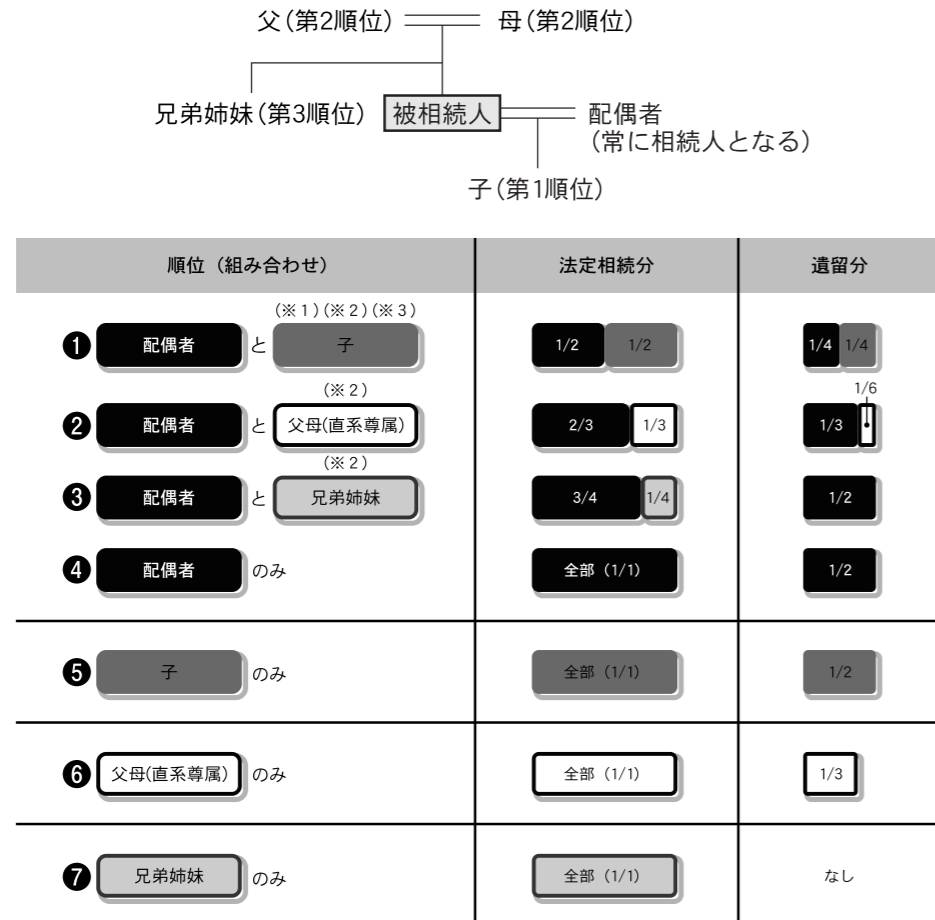
- 預金・貯金の解約  
遺言書や遺産分割協議書に基づいて行う。また、相続人の実印・印鑑証明書などを用意
- 土地建物の名義変更  
登記変更手続き（相続登記）により行う  
登録免許税がかかる（固定資産税評価額×0.4%）

- 遺産分割前の預貯金の払戻制度 〔相続税読本 93～94ページ参照〕  
 各相続人は、預貯金債権の額（口座基準）×1/3×各相続人の法定相続分（同一の金融機関につき150万円が限度）までについては、他の相続人の同意がなくても単独で払戻しをすることができる

## ①相続税の計算のしくみ [強化の手引き 53～58 ページ、相続税読本 19～24 ページ参照]

相続人の範囲・順位・相続分は、民法で以下のように定められている。ただし、実際の分割の際にはこの相続分の割合による必要はなく、相続人間の話し合いで自由に分割することができる。

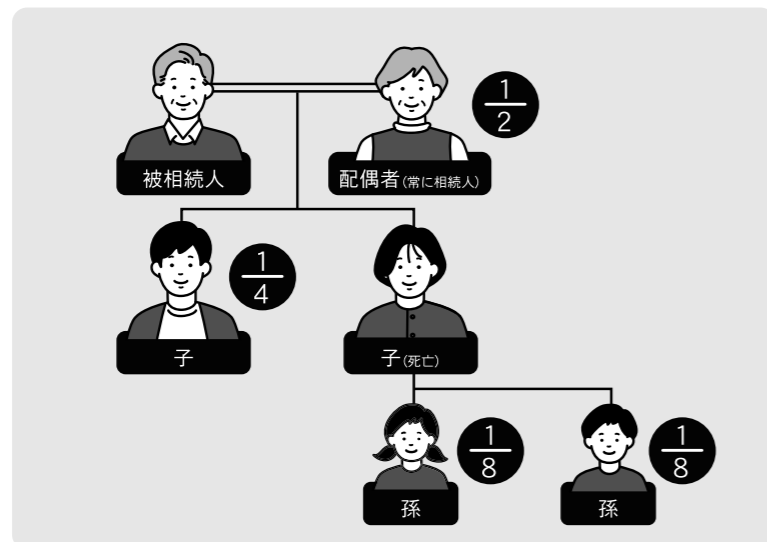
### ●相続人の範囲・順位・相続分



(※1) 子が死亡している場合は、孫が相続人となる (代襲相続)  
 (※2) 複数の場合は、人数で等分する  
 (※3) 嫡出子と非嫡出子の相続分は均等

#### [代襲相続の例]

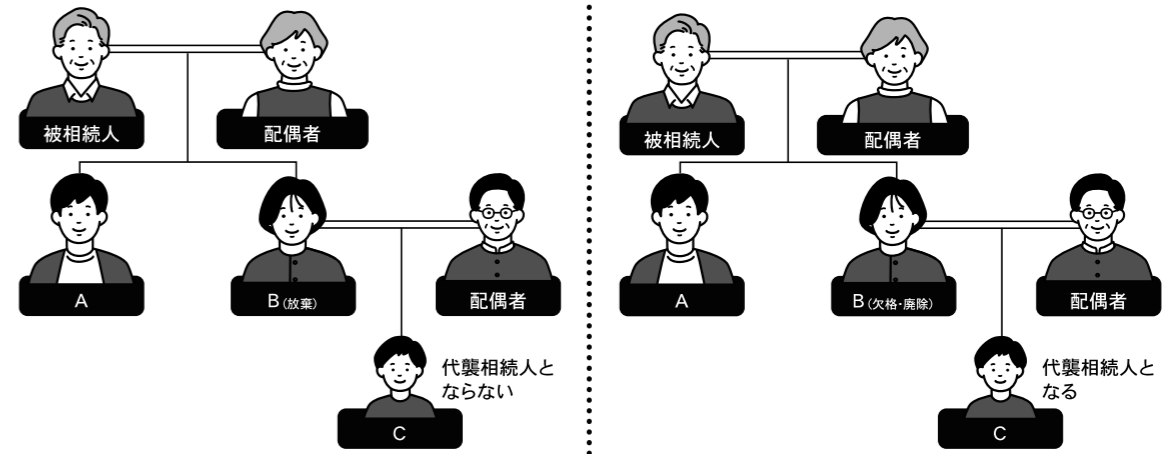
相続人が被相続人より先に、または同時に死亡したとき等は、相続人が子が相続権を得ます。この制度を代襲 (だいしゅう) 相続という。



### ●欠格と廃除

民法では、誰が相続人であるだけでなく相続できない人も定めている。相続人に重大な非行等がある場合には、相続できないようにする「相続欠格」「相続人の廃除」という制度がある。欠格や廃除に該当した場合、相続放棄者とは異なりこれらの者の子が代襲して相続人となる。

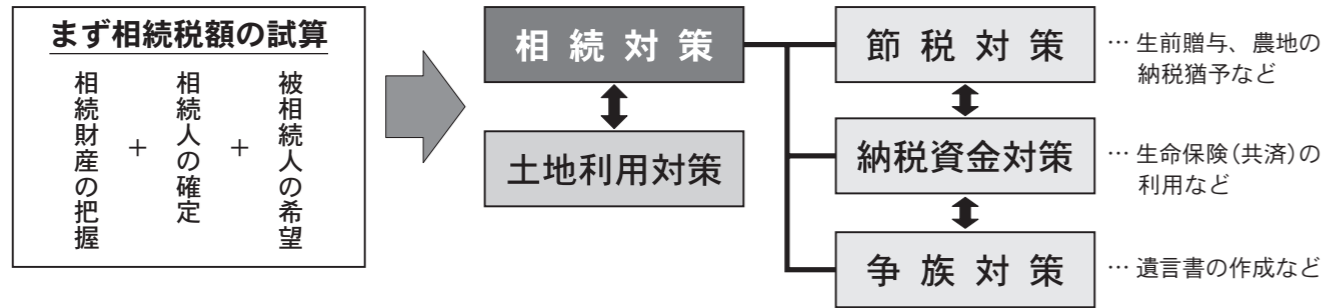
	相続欠格	相続人の廃除
内容	以下の欠格要件に該当する推定相続人の相続権を法律上当然 (自動的) に剥奪する制度。	被相続人の生前の申立てまたは遺言 (遺言書に基づき遺言執行者の申立て) により、家庭裁判所が推定相続人 (兄弟姉妹および遺留分を放棄した相続人を除く) の相続権を剥奪する制度。
要件	①被相続人、先順位もしくは同順位の者を死亡させ、または死亡させようとしたために刑に処せられた者。 ②被相続人が殺害され、そのことを知っていたが告訴、告発しなかった者。 ③詐欺、強迫による遺言の作成、変更、取り消しをさせた者。 ④遺言書を偽造、変造、破棄または隠匿した者等。	被相続人に対して虐待 (暴力や耐えがたい精神的な苦痛)、重大な侮辱 (名誉や感情を害する行為) を加えた場合や、その他の著しい非行があったこと。
手続き	特になし (法律上、当然に相続権を失う)	①被相続人が生前に家庭裁判所に廃除を申立てる。 ②遺言による廃除の場合には、遺言の効力が発生した後、遺言執行者が家庭裁判所に廃除の審判請求の申立てをする。 ③審判が確定すると、被廃除者の戸籍の身分事項に廃除の記載がされる。
代襲相続	認められる。	認められる。
遺留分	認められない。	認められない。
遺言による相続	被相続人が遺言により財産を遺贈することになっている場合でも、欠格者に該当した場合は遺贈財産を取得できない。	被相続人が遺言により財産を遺贈することになっている場合、廃除者は遺贈財産を取得できる。



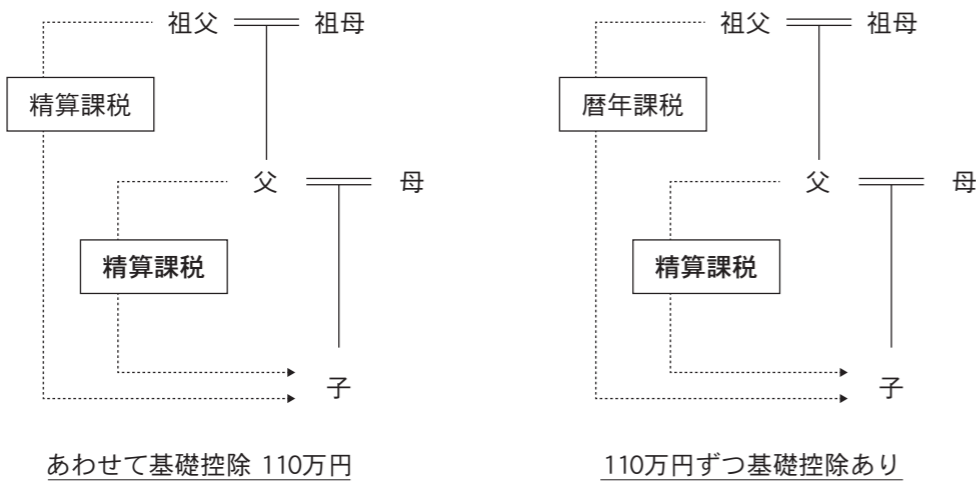
### ●法定相続人の取扱い

代襲相続	相続人となるはずだった者が、今回の相続開始以前に死亡している場合や、相続の欠格・廃除により相続権を失っている場合には、直系尊属 (被相続人からみて孫、ひ孫) が代わりに相続する。なお、兄弟姉妹の代襲相続は1代限り (甥・姪まで) しか認められていない。
養子	養子も法定相続人の地位を得る。相続分も実子と養子の区別はない。しかし、相続税の計算上は、法定相続人の数に含めることのできる養子の数は、実子がいる場合には一人まで、実子がいない場合には二人までとなっている。
非嫡出 (婚外子) 子	非嫡出子 (婚外子) とは法律上の婚姻関係のない男女間に生まれた子のこと。認知 (女性が被相続人の場合は不要) されている場合に相続権がある。現在、非嫡出子と嫡出子の相続分は同等。
配偶者の連れ子	連れ子に相続権はない。連れ子を相続人とするためには養子縁組をする必要がある。いわゆる「連れ子養子」の場合には、相続税の計算上、養子の数の制限はなく、実子扱いとなる。
父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹	兄弟姉妹が相続人の場合 (第3順位の場合)、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹 (半血兄弟姉妹) の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹 (全血兄弟姉妹) の相続分の半分になる。

## ①相続対策の考え方と贈与による相続対策 [強化の手引き 25～39ページ、相続税読本 27～41ページ参照]



### ●贈与税の基礎控除の考え方



(注) 相続時精算課税の基礎控除は、令和6年以降の相続時精算課税贈与から適用されている。

### ●暦年課税贈与の計算式

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{その年中に取得した} \\ \text{贈与財産の価額の合計額} \end{array} \right. - \begin{array}{l} \text{配偶者控除額} \\ \text{(最高2,000万円)} \end{array} - \begin{array}{l} \text{基礎控除額} \\ \text{(110万円)} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{税率}^{(※1)(※2)} \\ \text{(88ページの速算表利用)} \end{array} = \text{贈与税}$$

(※1) 平成27年以降の贈与税の税率は、88ページの速算表を利用して「一般税率」又は「特例税率」のいずれかを適用する。  
 (※2) 「特例税率」の適用を受ける場合で、110万円控除後の課税価格が300万円を超えるとき等一定のときは、戸籍謄本等が必要になる。

### ●贈与税の配偶者控除

〈適用要件〉

- 婚姻期間が20年以上 (婚姻届けから贈与の日まで)
- ↓
- 国内の居住用不動産又はその取得のための金銭の贈与
- ↓
- 贈与の翌年3月15日までに居住の用に供すること
- ↓
- その後も引続き居住の用に供する見込みであること
- ↓
- 同一の配偶者について既に適用を受けていないこと
- ↓
- 贈与税の申告 (2,000万円控除) をする (※)

(※) 贈与税申告書の添付書類

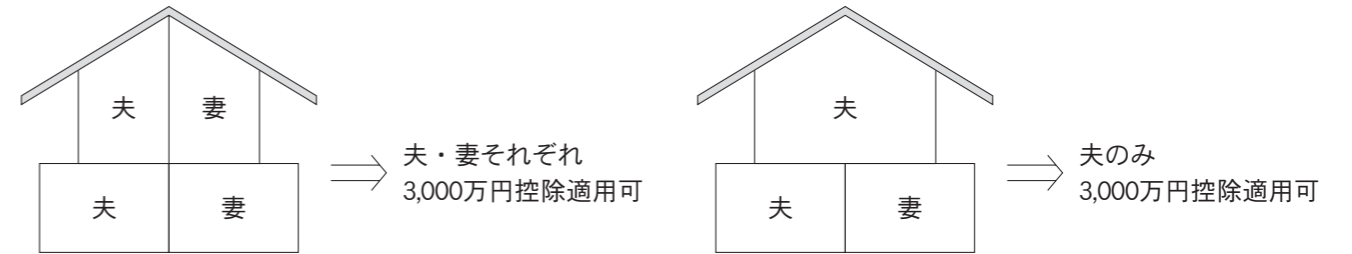
- ① 戸籍謄本又は抄本 (贈与を受けた日から10日以上経過した後作成されたもの)
- ② 戸籍の附票の写し (贈与を受けた日から10日以上経過した後作成されたもの)
- ③ 登記事項証明書その他居住用不動産を取得したことを証する書類

### ●諸費用

登録免許税	固定資産税評価額 × $\frac{20^{(※1)}}{1,000}$
不動産取得税	固定資産税評価額 × $\frac{1^{(※2)}}{2} \times \frac{3}{100}$
贈与契約書の印紙税	不動産贈与…1通当たり200円 現金贈与…非課税
確定日付手数料	贈与契約書：1通当たり700円

(※1) 贈与による所有権移転登記の税率。  
 (※2) 課税標準の軽減措置 (土地のみ)。

### ●居住用財産の持分と居住用財産譲渡の3,000万円控除との関係



### ●居住用不動産の特別受益の持戻し免除 (民法903条4項)

婚姻期間が20年以上である配偶者の一方が他方に対し、居住用不動産を令和元年7月1日以後遺贈又は贈与した場合には、特別受益の対象とならない。

### ●生前贈与のポイント

対象財産の優先順位	贈与の対象財産は、特に値上がりの見込まれる財産があれば、その財産から優先的に行うこと。特に優先順位がない場合には、小口に分割でき贈与のための費用も少なくて済む現金、預金等から行うこと。
贈与時期等は毎年変更	贈与する財産の種類や金額、贈与時期は、なるべく毎年変更すべき。毎年、現金を一定期間、同時期に同額を贈与するような契約は定期的贈与とみなされ、一括して贈与税が課せられるおそれがある。
贈与契約書の作成	贈与契約書は、作成義務はないが、当事者の意思確認や証拠資料として残すためにも作成すべき。氏名は自筆すること。贈与日が問題になることもあるので、公証役場で確定日付を取っておくのが望ましい。
早めの実行が重要	暦年贈与の場合、相続または遺贈により財産を取得した者が、その被相続人から相続開始前3年 (~7年) 以内に受けた贈与は、相続税の課税 (生前贈与加算の適用) 対象になることにも留意する。
贈与の証拠は納税で	基礎控除の枠を超える贈与をして、少しでも納税を行うことは、税務署側に贈与の事実を認識してもらうためにも有効な手段である。
受贈財産は自己管理	贈与の実行に際しては、自己の口座から相手の口座 (使用中のもの) に振り込む等して贈与の事実を明確にするように心掛けること。また、受贈者は、自己の通帳および印鑑を必ず自己管理すること。
子供や孫への贈与	贈与対象者を子ではなく孫にすれば、相続税の課税を一度免れることができる。また、資力のない子供や孫に対して不動産を贈与する場合は、諸費用 (登記費用や税金相当額等) 分も贈与しておく必要がある。
贈与の認識能力	受贈者が子などの場合、最低でも贈与を受けることが認識できるだけの年齢であること。一般的には、10歳前後であればその程度の判断能力があるとされるが、受贈者本人が「贈与があったことをまったく知らなかった」というようなことは絶対に避けること。

### ●贈与契約書 [参考例]

収入印紙

贈与契約証書

後記不動産は、贈与者農協太郎の所有であるが、農協太郎はこれを農協花子に贈与することを約し、農協花子はこれを受諾した。  
 上記契約の成立したことを証するため、本証書2通を作成し、各当事者は署名・押印のうえ、これを1通ずつ保存する。

令和8年11月15日  
 神奈川県相模原市大手町一丁目8番3号

贈与者 農協太郎 ㊟  
 同所同番同号  
 受贈者 農協花子 ㊟

不動産の表示

所在	神奈川県相模原市大手町一丁目
地番	8番3
地目	宅地
地積	650.35平方メートル

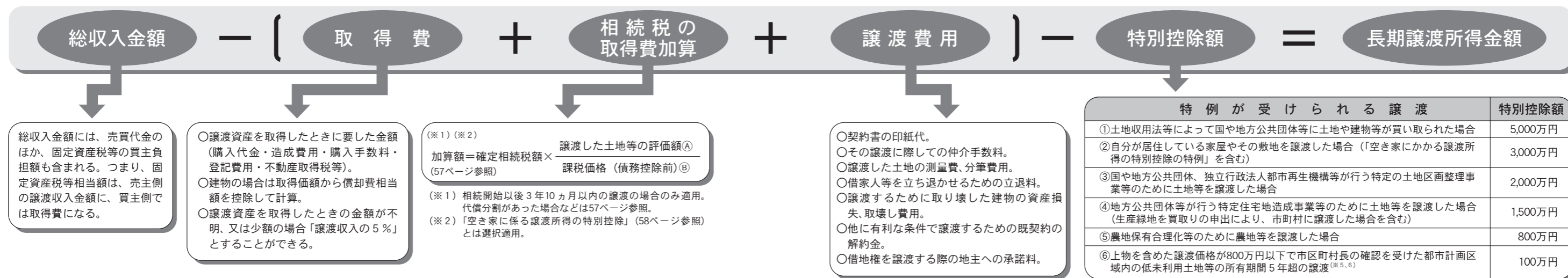
所在	同所同番地
家屋番号	8番3
種類	居宅
構造	木造瓦葺平屋建
床面積	180.22平方メートル

(注) 不動産の贈与契約書の場合、印紙税法において「不動産の譲渡に関する契約書」に該当し、課税文書として取り扱われる。この場合、贈与は無償契約なので、「契約金額の記載のない課税文書」となり、契約書1通につき収入印紙200円を貼付する。現金贈与の場合は、収入印紙不要。

①不動産を売却したときの税金（長期譲渡所得）

●長期譲渡所得の計算式

長期譲渡所得とは、譲渡した年の1月1日時点の所有期間が5年を超えている不動産を譲渡したことによる所得をいう。相続により取得した場合には被相続人が取得した時期から所有期間を計算する。



●長期譲渡所得の税額速算表

〈一般の場合〉

課税長期譲渡所得	所得税率	住民税率
金額にかかわらず	15%	5%

〈居住用財産の軽減税率の特例の場合〉

課税長期譲渡所得	所得税率	住民税率
6,000万円以下	10%	4%
6,000万円超の部分の金額	15%	5%

〈優良住宅地等のための譲渡の特例の場合〉

課税長期譲渡所得	所得税率	住民税率
2,000万円以下	10%	4%
2,000万円超の部分の金額	15%	5%

●譲渡費用とならないもの

- 遺産分割に係る弁護士費用（相続があったことに伴う費用のため）
- 申告書作成による税理士報酬（所得税の確定申告書作成の費用のため）
- 住所変更登記費用（転居したことに伴う費用のため）
- 抵当権抹消費用
- 居住用財産の譲渡の際の引越費用
- 相続登記費用

※優良住宅地等のための譲渡の特例（13号）の添付書類

- 申告期限までに開発許可が下りている場合
  - 開発区域内に所在し、一団の宅地の用に供することの証明書（買主作成）
  - 開発許可申請書・開発許可通知書の写し（買主より入手）
- 申告期限までに開発許可が下りていない場合
 

〈申告時〉

一団の宅地等の用に供する旨の確約書（買主作成）

〈申告後〉

  - 優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書（売主作成）
  - 開発許可申請書・開発許可通知書の写し（買主より入手）

●建物取り壊し時の費用

従来の建物	取り壊し目的	左記の場合の取り扱い		
		資産損失	立退料	取り壊し費用
業務用資産	譲渡	譲渡費用	譲渡費用	譲渡費用
非業務用資産				
業務用資産	建替後業務用資産として使用	必要経費 <sup>(注)</sup>	必要経費	必要経費
	建替後非業務用資産として使用			家事費
非業務用資産	建替後業務用資産として使用	家事費		家事費
	建替後非業務用資産として使用			

(注) 建替前の不動産所得の規模が事業的規模未満の場合は、資産損失の金額に上限あり。

●高水準所得に対する負担適正化措置

土地等の譲渡所得や金融商品の譲渡などの占める割合の高い高所得者は、総合課税の超過累進税率よりも所得税負担率が低下するため、令和7年より下記の措置が設けられている。土地の課税譲渡所得金額が10億円（令和9年からは3億3千万円）を超えたら注意する必要がある。

〈措置の内容〉

- ①(基準所得金額<sup>(※1)</sup> - 3.3億円<sup>(※2)</sup>) × 22.5%<sup>(※3)</sup>
  - ② 通常の所得税額（復興税を含む）
- ➡ ①>②の場合  
差額分（①-②）を復興税前の所得税額に追加

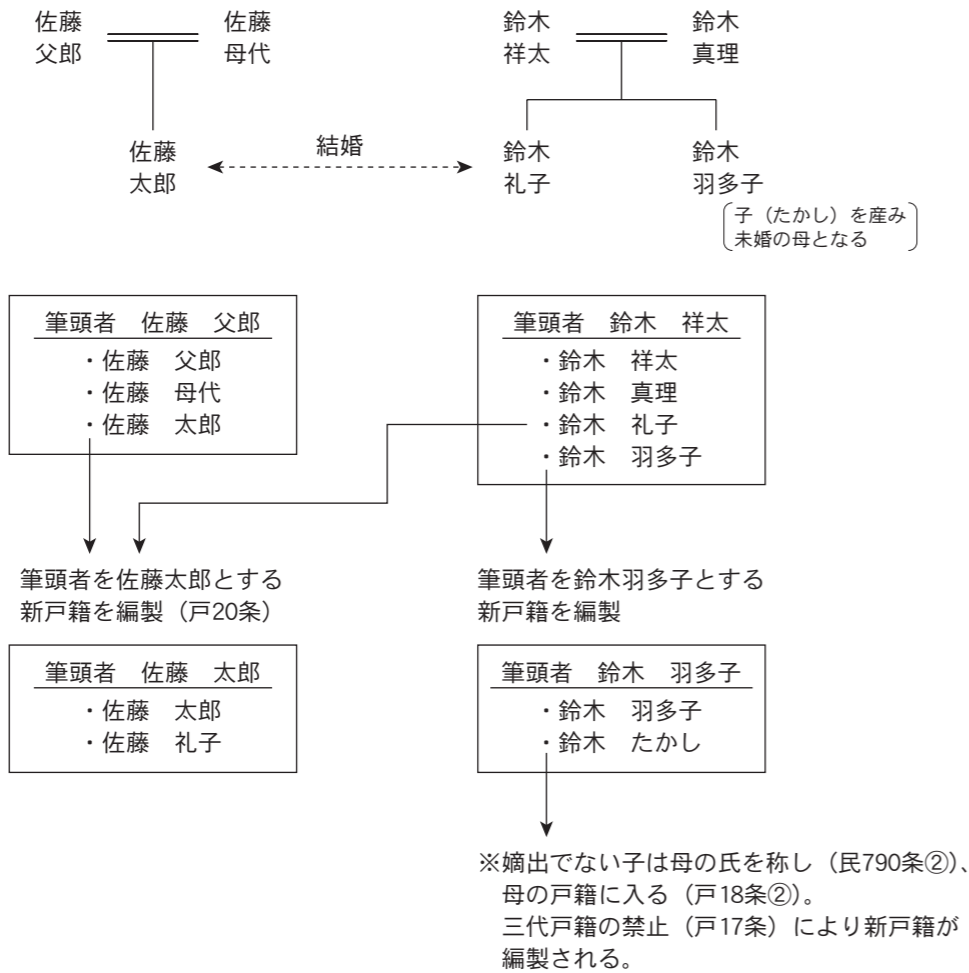
(※1) 確定申告書に記載する総合課税や分離課税の所得と申告不要とした株式の譲渡所得や配当所得の金額とを合算した金額。

(※2) 令和9年以降は1.65億円。

(※3) 令和9年以降は30%。

①養子縁組と戸籍

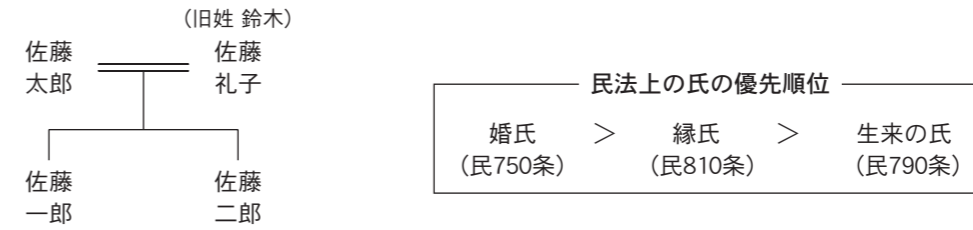
●婚姻と戸籍



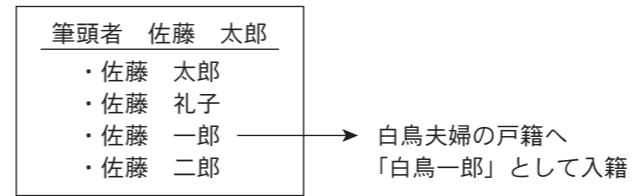
【離婚による氏の変動と戸籍の変動】

離婚する者	民法 (氏の変動)	戸籍法 (戸籍の変動)	変動内容
筆頭者 (婚姻の際に氏を 改めなかった者)			氏と戸籍の変動なし
筆頭者の配偶者 (婚姻の際に氏を 改めた者)	民767条① 民771条  民767条②	戸19条①  戸77条の2	婚姻前の氏に復し、婚姻前の戸籍に入籍する。婚姻前の戸籍が除かれているとき、又は新戸籍編製を希望したときは、婚姻前の氏で新戸籍を編製する。 離婚の際に称していた氏で新戸籍編製もできる。

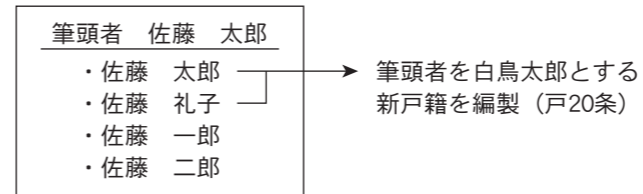
●養子縁組と戸籍



① 佐藤一郎が白鳥（しらとり）夫婦の養子になった場合

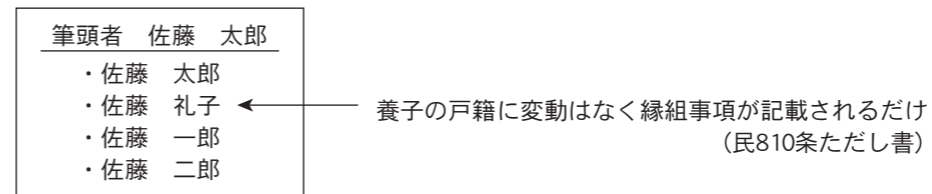


② 佐藤太郎が白鳥夫婦の養子になった場合



- (※1) 婚姻した夫婦の戸籍は夫婦単位で編製されるので（戸16条①本文・20条）、縁組によって養親の戸籍に入ることはない。
- (※2) 縁組によって筆頭者の氏が変わるので、夫婦同氏の原則に従って配偶者は筆頭者にもなって変動し、養親の氏による夫婦の新戸籍が編製される（随従入籍）。夫婦で養子になる場合も筆頭者が縁組するので同様に夫婦について新戸籍が編製される。（民810条前段、戸20条）
- (※3) 子の氏は「佐藤」のまま戸籍も変動なし。子の氏を「白鳥」姓にし、子が夫婦の新しい戸籍に入るためには入籍届を提出する必要がある。（民791②、戸98①）この場合、子の氏の変更についての家庭裁判所の許可は不要。

③ 佐藤礼子（旧姓 鈴木）が白鳥夫婦の養子になった場合



(※) 養子になる人が筆頭者の配偶者である場合、配偶者は筆頭者の氏である「佐藤（婚氏）」を名乗っているため氏優先順位から「白鳥（縁氏）」を名乗ることはできない。この場合は養子の戸籍に変動はなく、身分事項欄に縁組事項が記載されるだけとなる。